

# 水道料金制度のあり方 (補足説明)

いわき市水道局

## 本日の説明内容

- ・ **簡単なおさらいと、前回不足していた料金格差についての補足説明**
- ・ **「逡増度を緩和する必要があると決議した10年ほど前の状況が今も通用するのかが分からない」という意見に対しての補足説明**

# ・ 簡単なおさらいと、前回不足していた料金格差についての補足説明

## 1 水道料金のしくみ

- ・ いわき市における一般家庭の水道料金は、水道メーターの口径別に定められた「基本料金」と使用水量によって計算される「水量料金」との合計となります。

### 水道料金（2か月あたり）

基本料金	
メーター口径	金額
13mm	2,332円80銭
20mm	4,665円60銭
25mm	8,640円00銭
30mm	16,416円00銭
40mm	25,488円00銭
50mm	46,656円00銭
75mm	125,280円00銭
100mm	248,400円00銭
150mm	693,360円00銭
200mm	922,320円00銭

（平成26年4月1日現在）

水量料金(1m <sup>3</sup> につき)		
	区分	金額
一般用	1m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	81円00銭
	21m <sup>3</sup> ~ 40m <sup>3</sup>	168円48銭
	41m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	209円52銭
	101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>	234円36銭
	201m <sup>3</sup> 以上	255円96銭
浴場用	1m <sup>3</sup> ~ 1000m <sup>3</sup>	64円80銭
	1001m <sup>3</sup> 以上	135円00銭
	船舶用	255円96銭
	私設消火栓消防演習用 (1栓10分間につき)	2,343円60銭

※ 消費税及び地方消費税8%

#### 【計算例】

メーター口径13mmの家庭で、2か月に・  
48m<sup>3</sup>使用した場合

基本料金 2,332.80円(a)

水量料金 6,665.76円(b) = (㊶)+(㊷)+(㊸)

㊶ (1~20m<sup>3</sup>) 81.00円×20m<sup>3</sup>=1,620円

㊷ (21~40m<sup>3</sup>) 168.48円×20m<sup>3</sup>=3,369.6円

㊸ (41~100m<sup>3</sup>) 209.52円×8m<sup>3</sup>=1,676.16円

水道料金 8,998円

(a)+(b)=8,998.56円 → 8,998円

(1円未満切り捨て)

## 2 小口使用者と大口使用者の1 m<sup>3</sup>あたりの水道料金

### (1) 本市の水道料金の単価と原価（平成27年度決算）

本市の水道料金に関する基本的な指標として供給単価と給水原価があります。

#### ① 供給単価（1m<sup>3</sup>当たりの水を供給し得ている収益）

$$\begin{aligned} &= \text{給水収益} \div \text{年間総有収水量} \\ &= 8,395,006,139 \text{ 円} \div 38,058,731 \text{ m}^3 \\ &= \mathbf{220.58 \text{ 円/m}^3} \dots\dots A \end{aligned}$$

#### ② 給水原価（1m<sup>3</sup>当たりの水を製造するのにかかる費用）

$$\begin{aligned} &= (\text{経常費用} - \text{受託工事費用} - \text{材料売却原価}) \div \text{年間総有収水量} \\ &= 6,827,663,231 \text{ 円} \div 38,058,731 \text{ m}^3 \\ &= \mathbf{179.40 \text{ 円/m}^3} \dots\dots B \end{aligned}$$

（供給単価、給水原価ともに消費税抜き）

## (2) 小口使用者（メーター口径13mm）と大口使用者（同150mm）の1m<sup>3</sup>当たりの水道料金

本市では、生活水の低廉化を図るため、水量料金において逡増型料金制を採用していることから、平均的な使用水量の小口使用者には、供給単価及び給水原価ともにこれらを下回って水を供給し、大口使用者には供給単価及び給水原価ともに上回って水を供給しています。

### 小口使用者（メーター口径13mm）と大口使用者（同150mm）の1m<sup>3</sup>当たりの水道料金

区分	1カ月の平均 使用水量 [m <sup>3</sup> ] (a)	平均使用水量での 水道料金 [円] (b)	1m <sup>3</sup> 当たりの 水道料金 [円] (c)=(b)÷(a)	供給単価 (220.58円/m <sup>3</sup> ) との差額 [円] Aと(c)との差	給水原価 (179.40円/m <sup>3</sup> ) との差額 [円] Bと(c)との差
小口使用者 13mm (ア)	14	2,454	175.29	△ 45.29	△ 4.11
大口使用者 150mm (イ)	3,413	1,125,261	329.70	+109.12	+150.30
小口使用者と 大口使用者の差 (イ)-(ア)			<b>154.41</b>		

※ 1ヶ月の平均使用水量は平成27年度決算値

(消費税抜き)

### 3 他事業体との料金格差の比較（同規模事業体及び中核市、県内主要都市等）

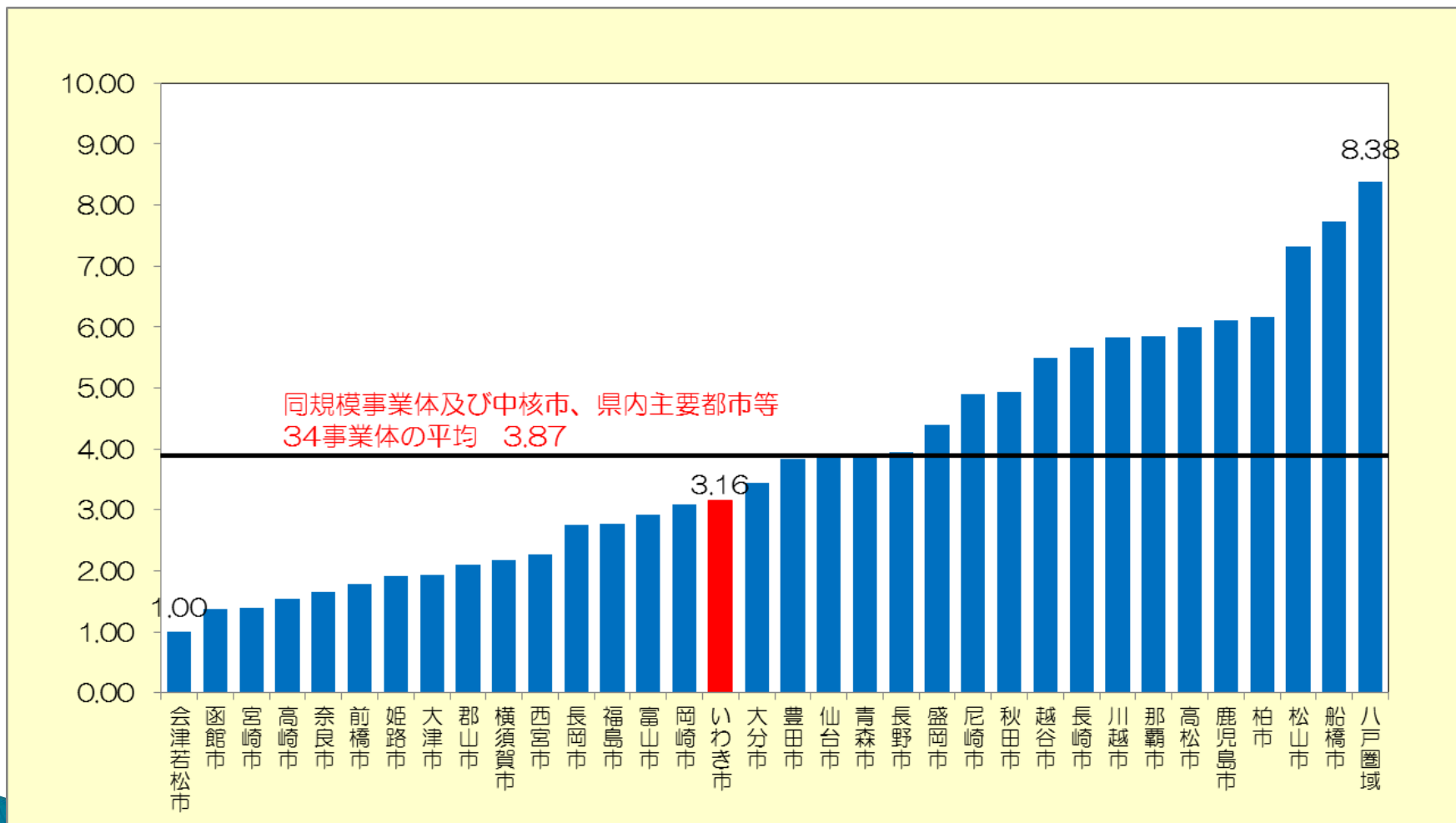
- ・「料金格差」とは、水量料金区分の、最高単価を最低単価で割ったものであり、水量料金部分において、大口使用者が多く使用する最高単価と小口使用者が多く使用する最低単価を比較してどれだけの差があるかを測る指標です。

◎ 料金格差の算出方法（金額及び数値は本市の値）

$$\text{最高単価} \div \text{最低単価} = 255.96\text{円} \div 81.00\text{円} = 3.16 \text{ 倍}$$

- ・ 値が大きくなれば、水の製造コストからみて、大口使用者により大きな負担を求める料金体系となり、逆に小さくなれば、小口使用者にもコストに近い負担を求める体系となります。
- ・ 同規模事業体及び中核市、県内主要都市等の全51事業体のうち本市と同様の体系を採用する34事業体の料金格差を比較すると、本市の料金格差は平均程度の位置にありますが、県内主要都市（本市を含む4市）の中では、最も格差が大きくなっています。
- ・ なお、会津若松市の料金格差は、1.00となっていますが、これは、均一の水量料金体系（水をたくさん使っても少ししか使わなくても単価は同一）になっているということです。

同規模事業体及び中核市、県内主要都市等との料金格差比較  
(平成27年4月1日現在)



- ・「逡増度を緩和する必要があると決議した10年ほど前の状況が今も通用するのかが分からない」という意見に対しての補足説明

#### 4 料金制度見直しの必要性について

##### (1) 水道事業経営審議会での審議経過について

ア 料金制度見直しの必要性についての審議及び答申 ← 逡増度の緩和を決議をした審議会

第11次水道事業経営審議会（平成18年11月～20年10月）

##### 【審議理由及び内容】

- ・ 次の料金算定期間（平成23年度～26年度）での料金制度の見直しに向けて、当時、市内で見られていた大口使用者の工業用水への転換などの水道水離れや、他の事業体で実施されていた大口需要者の水道水離れの対策としての逡増度の見直しなどの状況から、料金制度についての検討が必要であるとし、水道料金における段階制及び逡増制を中心とした料金制度のあり方について審議しました。

水需要の構造の変化への対応の必要性

料金制度の抜本の見直しの必要性





## 【答申内容】

- ・ 「近年は水需要の構造などが大きく変化してきていることから、今後の料金体系のあり方、特に水量料金における段階制、逡増制について検討を行い、見直しを図っていく必要がある」との答申がなされ、具体的には、次の方向性が示されました。

### ○ 段階制について

→ 需要実態に即した段階数や区切り水量を設定する必要がある。

### ○ 逡増制について

→ 使用者間の負担の公平性を高めるためにも、大口需要者の需要を促すためにも、今後は逡増度を緩和し、料金単価の格差を縮小すべきである。

### ○ 基本料金と水量料金の比率について

→ 収入を安定的に確保するための方策として、基本料金の比率を上げることも検討する必要がある。

イ その後の経過 ← 料金制度の見直しの検討を見送りしてきた経過

第12次（平成20年11月～22年10月）、第13次（平成22年11月～24年10月）、  
第14次（平成24年11月～26年10月）水道事業経営審議会

- ・ 第11次水道事業経営審議会からの答申を踏まえ、その後の経営審議会では、料金制度の抜本的な見直しについて審議することとしていました。
- ・ しかし、第12次審議会では、世界的な金融経済危機の発生に伴う本市の地域経済の悪化により、第13次及び第14次審議会では、東日本大震災の発生による影響などにより、それぞれ料金制度見直しについての審議を行うことができませんでした。
- ・ このことから、平成19年の料金改定以来、これまで料金体系を改定時のまま維持してきました。

経済状況の悪化に伴う  
料金制度見直しの検討  
の見送り

東日本大震災発生の影響による  
料金制度見直しの検討  
の見送り

現在へ

## (2) 現在における見直しの検討の必要性

- 以上のとおり、平成20年10月に料金制度（特に水量料金における段階制、逦増制）の見直しについて検討すべきとの答申がなされてから7年以上が経過し、その間、経済状況の悪化や東日本大震災による影響など様々な事案が発生し、見直しの検討は進みませんでした。
- 見直しが必要であるとした平成20年当時と現在を比較した時、水需要の構造の変化及び減少傾向、大口需要者の動向などに大きな変化がないことから、今もなお、見直しの検討が必要であるという状況に変わりはありません。

### 水需要構造の変化（平成19年度と平成27年度の比較）

区分	平成19年度 (m <sup>3</sup> )	平成27年度 (m <sup>3</sup> )	増減率 (%)
大口使用者の使用量 〔第5段階（101m <sup>3</sup> 以上） の有収水量〕	9,073,536	7,618,170	△ 16.04
小口使用者の使用量 〔第1段階（1m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup> ） の有収水量〕	13,972,745	14,901,343	6.65
全体の使用量 (年間有収水量)	40,276,637	38,058,731	△ 5.51

## 料金制度見直しの検討の必要性

### 料金制度の見直しが 必要となる状況

- ・ 水需要の減少傾向の継続  
（料金収入の減少）
- ・ 水需要構造の変化  
（大口使用者の使用量減、  
小口使用者の使用量増）
- ・ 逓増型料金制による大口  
使用者への過度の負担

↓

大口使用者の水道水離れ  
のおそれ

10年前から現在まで状況  
に大きな変化がない

料金制度見直しの  
検討が必要な状況  
に変わりはない